



経営理念

- 01 | 地域を大切にし、発展的未来を共に創造する。
- 02 | 人々の「幸福」かつ「安定」した生活設計に寄与する。
- 03 | 常に積極的で、最良のサービスを提供する。

経営方針

高品質なサービスで 地域に貢献

協同組織金融機関の特色を活かして、顧客ニーズに応じた高品質な商品とサービスを安定的かつ積極的に提供し、地域社会と中小企業の繁栄に寄与する。

健全・透明な 経営の実践

健全で透明な金庫経営を通じて社会的企業価値の最大化に尽力するとともに、地域顧客のパートナーとして、地域社会のさらなる活性化をめざす。

職員の資質向上

自由闊達で活力ある職場環境をつくり、職員の資質の向上とより良い人材育成に努める。



大津市／瀬田の唐橋

CONTENTS

P.01 経営理念・経営方針

P.02 CONTENTS

P.03 ごあいさつ

今年度のしがちゅうしん

P.04 当金庫と地域社会

P.05 主要な事業の概況

P.07 中小企業の経営の改善および
地域の活性化のための取り組み

P.09 しがちゅうしんのDX支援
Shiga Big Advance・ケイエール

P.11 SDGs への取り組み

P.13 地域貢献活動

P.15 しがちゅうしん女性活躍の取り組み

P.17 総代会

インフォメーション

P.19 内部管理態勢とコンプライアンス態勢

P.21 マネー・ローンダリングおよび
テロ資金供与対策に関する取り組み

P.23 顧客保護等の管理態勢

P.25 リスク管理態勢

P.27 金庫の概況・役員および組織に関する事項

P.29 財務諸表

P.31 しがちゅうしんについて

P.33 店舗一覧

ごあいさつ

平素より滋賀中央信用金庫に対しまして格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

令和7年度における当金庫の経営内容や活動状況を取りまとめ本冊子を作成いたしました。ご高覧賜り、当金庫に対するご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

令和7年度の国内経済は、我が国初の女性総理となる高市内閣のもと、積極財政と危機管理投資が推進されました。こうした政策への期待に加え、堅調な企業収益やコーポレートガバナンス改革の浸透、さらにはデフレ脱却への期待などが相まって、日経平均株価は史上最高値を更新するなど、力強い動きが見られました。これら一連の動きを受け、日本銀行は段階的な利上げを断行し、我が国は歴史的な「金利のある世界」への回帰を果たすこととなりました。しかしながら、不安定な為替相場の推移が輸入物価の上昇を通じて国内経済に影響を及ぼしました。

世界経済においては、米国における保護主義的な関税政策に伴う不透明感に加え、中国経済の減速長期化や欧州・中東地域での地政学リスクが重なり、極めて不安定な一年となりました。

こうした中、地域経済については、設備投資が前年度を上回る動きを見せたことから総合的には緩やかに持ち直しました。しかし、コスト上昇分を取引価格へ十分に転嫁できない中小企業が多く、経営者の高齢化や慢性的な人手不足が力強い回復の足かせとなる厳しい局面が続きました。

このような環境のもと、当金庫は長期経営計画「一まっすぐ未来ーしがちゅうしん3か年計画 持続可能な社会を目指して深化・進化への挑戦」を策定しました。その初年度の取り組みとして、直面する様々なリスクや課題への対応に努めるとともに、円滑な資金繰り支援や本業支援を通じ、お客さまに寄り添った活動に取り組んでまいりました。

令和8年度は、国内外の経済動向や金融政策によって大きく左右される年度と想定されますが、お客さまの置かれた状況やニーズを深く理解し、付加価値の高い支援・サービスを提供するとともに、当金庫の収益基盤の強化を図るために、長期経営計画の第Ⅱ期を着実に推し進め、地域社会との共通価値の創造と持続可能な社会の実現に取り組む所存でございます。

今後とも、内部管理態勢の充実・強化、役職員のコンプライアンス意識の醸成に努め、地域の皆さまに親しまれ、信頼されるよう努めてまいりますので、引き続きのご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月



当金庫と地域社会

当金庫は、彦根市・近江八幡市・野洲市・守山市・栗東市・草津市・大津市・東近江市および愛知郡・犬上郡・蒲生郡地区を主な事業地区として、地元の中小企業者や住民の皆さまが会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営している相互扶助の金融機関です。

創業以来、この理念を忠実に守り、地元のお客さまからお預かりした大切な資金は、地元で資金を必要としているお客さまにご融資し、地域社会を金融面からひとつに結ぶ要の役割を果たすべく努めてまいりました。

こうした業務運営によって育まれた地域社会との強い絆とネットワークは、当金庫にとって最も大切な財産と考えています。

当金庫は今後とも、金融サービスの提供はもとより、地域特有の文化・環境・教育といった分野におきましても、地域社会の活性化・持続的発展のため広く貢献できますように努力してまいります。

FOR THE FUTURE OF THE REGION

地域の活性化に資するため地域に密着した事業を展開し、ニーズに応じた資金をタイムリーに供給しています。

地域への資金供給

**貸出金
残高**
2,773 億円

お客さまの大切な財産を安全・確実に運用いただけるように、各種預金商品を取り揃え、着実な資産づくりのお手伝いをさせていただきます。

**預金積金
残高**
4,784 億円

お客さま会員

会員数 **25,298 人**

出資金 **1,271 百万円**

滋賀中央信用金庫

役員数 **349 人**

店舗 **31 店舗**
(内出張所：2)

お客さまからお預けいただいた預金積金はご融資のほか、有価証券による運用を行っています。

貸出金以外の
運用余裕資金
運用残高
1,490 億円

お客さま・お取引先企業へのお手伝いを継続的に実施しています。

地域とのつながり

**支援
サービス**

地域の
未来のためにー。

主要な事業の概況

令和7年度の当金庫は、事業者のお客様に対し、資金繰り支援から一歩進み、販路拡大、人材紹介、DX支援、さらには、M&A・事業承継といった経営課題解決に向けた伴走支援を強化しました。一方、個人のお客様に対しては、年金相談や相続・後見制度への対応に加え、資産形成支援にも注力いたしました。

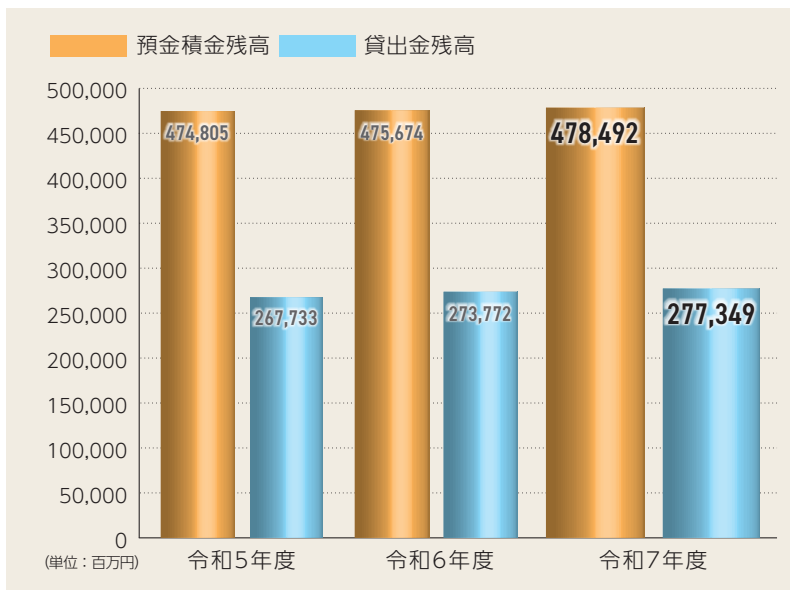
■ 預金積金・貸出金の状況

令和7年度の預金積金残高は、4,784億92百万円と前期比28億18百万円の増加となりました。

科目別では、流動性預金が前期比7億93百万円増加、定期性預金が前期比20億24百万円増加しました。

貸出金残高は、前期比35億76百万円増加し2,773億49百万円となりました。

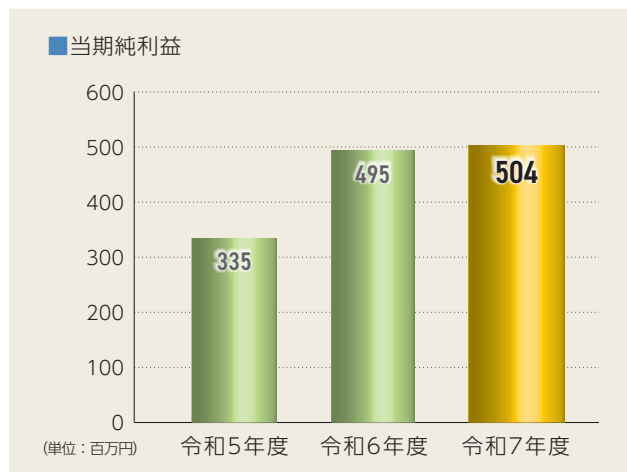
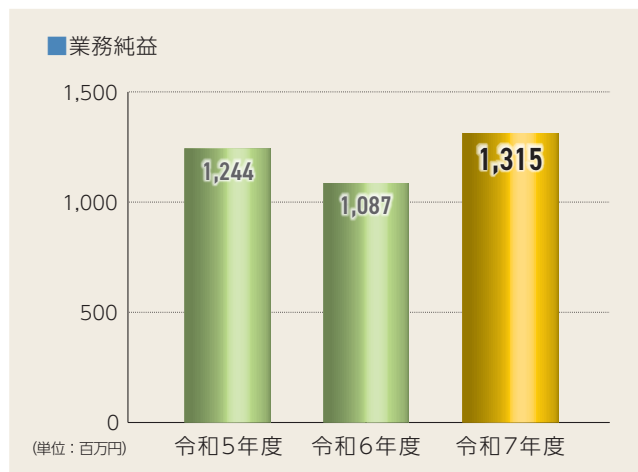
事業性融資残高は前期比22百万円減少、地公体向け融資残高は前期比27億2百万円増加、住宅ローン残高は前期比11億14百万円増加しました。事業性貸出先数は前期比90先増加し5,179先となりました。



■ 収益の状況

業務純益とは、融資などの信用金庫本来の業務で得た利益を示すものです。

令和7年度の業務純益は13億15百万円で、前期比2億28百万円の増益となり、当期純利益は、前期比9百万円増益の5億4百万円となりました。金利の上昇に伴い預金利息が増加した一方、貸出金利息や預け金利息、有価証券利息配当金についても増加しました。また、株価の堅調な推移により株式等売却益についても増益となりました。



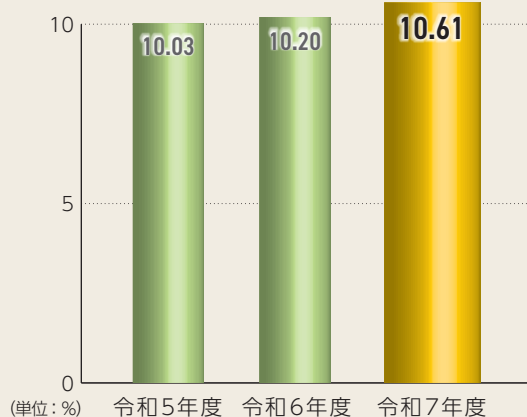
■自己資本の状況

自己資本比率とは、貸出金などの総資産に対する自己資本の割合で、その充実度を示す指標です。

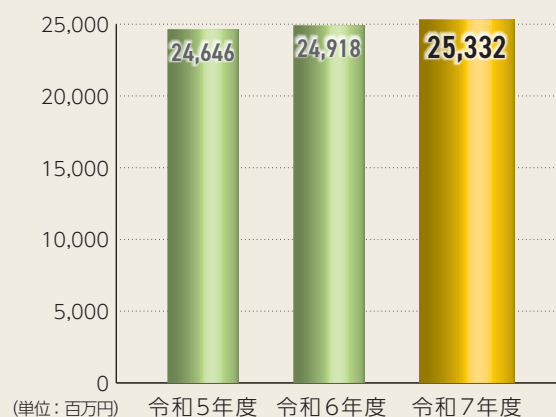
令和7年度の自己資本額は、前期比4億14百万円増加し253億32百万円となったことや、リスク・アセットが前期比54億66百万円減少し2,387億56百万円となったことから、自己資本比率は0.41ポイント上昇し10.61%となりました。

引き続き、国内基準4.0%を上回る高い水準を維持しており、今後も皆さまに安定した金融サービスが提供できるよう経営の安定性・健全性を確保してまいります。

■自己資本比率の推移



■自己資本額の推移



■主要な事業の状況

最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	6,876,218	6,051,081	6,214,441	6,249,135	7,492,545
経常利益	597,138	724,877	438,184	834,021	819,640
当期純利益	84,007	504,281	335,418	495,431	504,556
出資総額	1,286,910	1,285,779	1,281,868	1,272,599	1,271,064
出資総口数(口)	25,738,219	25,715,599	25,637,370	25,451,985	25,421,298
純資産額	21,746,775	19,409,860	19,551,379	17,235,422	15,642,694
総資産額	527,230,029	519,455,714	515,732,414	511,211,391	509,591,298
預金積金残高	480,844,757	477,497,393	474,805,820	475,674,195	478,492,993
貸出金残高	263,224,559	267,528,190	267,733,470	273,772,706	277,349,601
有価証券残高	172,984,359	167,904,666	158,086,965	152,541,180	149,035,084
単体自己資本比率(%)	9.66	9.95	10.03	10.20	10.61
会員数(人)	26,607	26,127	25,574	25,406	25,298
役員数(人)	11	10	12	11	13
うち常勤役員数(人)	8	7	9	8	10
職員数(人)	382	366	341	339	336
出資に対する配当金 (出資1口あたり)(円)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
出資配当率(%)	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0

(注1) 単体自己資本比率については、自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しています。

(注2) 当金庫は国内基準を採用しています。

中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取り組み

■ 中小企業の経営支援に関する取組方針

- (1) お客さまからの経営相談については、事業の特性等を踏まえ、経営の改善や再生の可能性等を十分に検討し、きめ細かくご相談に応じます。
- (2) お客さまの経営改善に向けて、本部と営業店が一体となって、お客さまの経営改善計画の作成に協力するとともに、継続的にお客さまに助言等を行います。
- (3) 再生支援機関等の外部機関と協力するほか、再生支援が必要な場合には関係者と連携する等、様々な手段を検討し再生支援に取り組めます。
- (4) お客さまの経営支援に適切に対応するため、職員等を研修会等に派遣し、能力の向上に努めます。

■ 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当金庫は、左記方針を適切に実施するために、以下のとおり態勢整備をしています。

- (1) お客さまの経営改善・支援に対応するため融資管理部に「中小企業経営支援室」を設け、同室員が営業店等と一体となり経営改善・支援を行っています。
- (2) 必要な場合には再生支援機関等の外部機関と連携して経営改善・支援を図ります。
- (3) 経営改善・支援に関するご要望・ご意見・苦情に対応するため「苦情に関する相談窓口」を経営企画部に設置しています。
- (4) お客さまの事業価値を見極める能力(目利き力)を向上させるため、融資担当者等を研修会に派遣し、必要な知識の取得を図っています。

■ 中小企業の経営支援に関する取組状況

令和7年度 主な実績

1 創業・新規事業開拓の支援

- 起業・創業される法人・個人への応援資金である創業・新事業支援融資を推進しました。

項 目	件数	金額
創業支援資金「未来」	3件	15百万円
創業資金創業関連保証(保証協会付)	96件	492百万円

2 成長段階における支援

項 目	件数	金額
動産・債権譲渡担保融資	—	—
本業支援(ソリューション提案)関連融資	234件	4,713百万円

- 滋賀県信用保証協会、滋賀県産業支援プラザ、滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点、産業雇用安定センター、各商工会議所、商工会等の外部機関に加え、税理士等の外部専門家とも連携し、取引先が抱えるさまざまな課題の解決を支援するため、本業支援(ソリューション提案)に積極的に取り組みました。

3 経営改善・事業再生・業種転換等支援

項 目	件数	金額
滋賀県中小企業活性化協議会の活用実績	30件	3,285百万円
滋賀県信用保証協会経営サポート会議の活用実績	4件	113百万円
税理士等の外部専門家による経営改善指導等を導入した先	82件	9,651百万円

- コンサルティング機能強化を目的に外部機関の研修を積極的に受講しました。参加人数：延べ30名
経営改善支援の取組実績は、当金庫ホームページ掲載の資料編P 45をご覧ください。

■ 「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。

また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

項 目	令和7年度
新規に無保証で融資した件数	1,327件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	35.17%
保証契約を解除した件数	10件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	2件

創業セミナーの開催

創業予定者や創業後間もない方に対し、ビジネスの基礎知識や経営スキル、マーケティングや財務管理など、重要なトピックについて学ぶ機会を提供し、起業を支援する目的で開催しています。

独立開業を目指す一般、会社員、学生および開業後間もない方を対象に創業セミナーを開催しました。創業時に必要な基礎知識やノウハウを学び、実現に向けて創業計画書を作成いただきました。

- 「令和7年度彦根商工会議所 ひこね起業塾」
7月19日～8月31日(計6日間開催)
12名の方が参加されました。
- 「はちまん創業塾2025」
7月6日～8月24日(計6日間開催)
32名の方が参加されました。



ひこね起業塾の様子



はちまん創業塾2025の様子

取引先の本業支援の取り組み

人口減少・高齢化に伴う後継者問題や人材不足、物価高騰による影響等、さまざまな課題を抱えるお取引先にしっかりと寄り添い、事業継続を徹底的に支援し地域経済の持続可能な再生に取り組みました。

各種専門家支援や人材支援等
ソリューション取組件数 …………… 1,048件
本業支援(ソリューション提案)
関連融資取組件数 …………… 234件



■ 専門家との連携協定

お取引先の本業支援のため、事業承継やM&A、経営改善・IT活用等の各専門家と連携協定を締結しました。

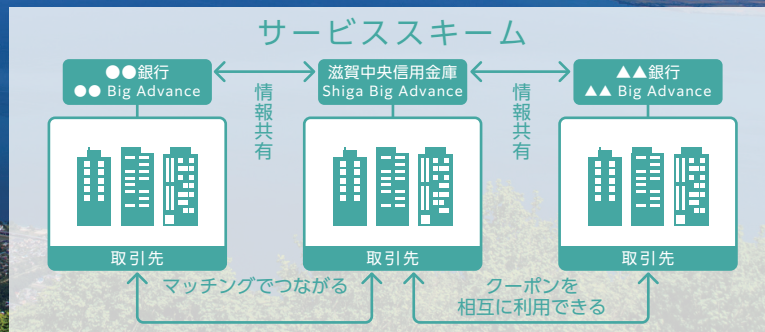
連携協定先数 …………… 69先
(令和8年3月末現在)



経営支援プラットフォーム Shiga Big Advance

未来をつなぐ、ともに前へ

全国の金融機関と共に皆さまの
ビジネスをサポートします



Shiga Big Advanceとは

全国の金融機関が連携し、地域の中小企業の成長を支援するプラットフォームです。金融機関の枠を超えた全国規模のビジネスマッチングから会社ホームページ作成、従業員向けの福利厚生サービスまで、幅広いサービスをご提供します。

Big Advance は中小企業の皆さまと金融機関の新しいコミュニケーションプラットフォームです。チャットで気軽に金融機関とやりとりができ、融資の相談や経営相談も可能です。

令和元年10月1日よりサービス開始（令和8年3月31日現在）

● 登録企業数	780 社
● ニーズ登録企業数	524 社
● FUKURI 登録件数	248 件
● 商談依頼件数（依頼元）	2,309 件
● HP 作成企業数	356 社

掲げる思い

01

「地域企業の事業価値向上」と
「地域活性化」を実現する

- ・ 本業支援を促進し事業価値向上、地域活性化に貢献する
- ・ IT化促進による生産性向上、働き方改革に貢献する

02

Face to Face とテクノロジーの融合

- ・ 今まで以上に地域金融機関が寄り添って貢献する
- ・ これを実現することで必要不可欠な最先端地域金融機関へ

Shiga Big Advance 搭載機能

ビジネス
マッチング



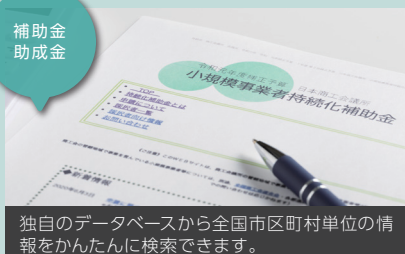
地域の枠を超えたビジネスマッチングを金融機関がサポートします。

ホームページ
作成



フォーマットに入力するだけでかんたんにHPを作成できます。

補助金
助成金



独自のデータベースから全国市区町村単位の情報をかんたんに検索できます。

安否確認



緊急時に従業員の安否確認がワンタッチで実施できます。

福利厚生
「FUKURI」



従業員の皆さまにクーポンサイト「FUKURI」を福利厚生としてご利用いただけます。

金融機関
連絡チャット



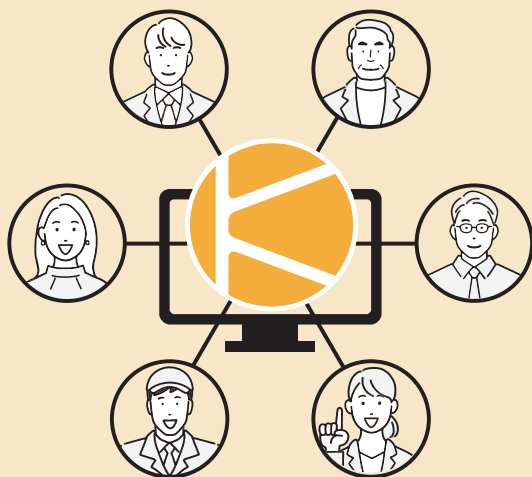
金融機関の事務局や支店担当者とチャットで連絡をすることができます。

しんきんの法人向けデジタルサービス



中小企業の皆さまとしんきんをつなぐデジタルサービス。仕事を便利に管理できるのはもちろん、しんきんのサポートがぐっと身近になります。

しんきんを、いつもそばに。



まっすぐなきもちと、あたたかいサービスで、私たちしんきんは、Face to Faceで中小企業の皆さまと向き合い、地域と共に歩んできました。

その想いは、人と人が対面で会いにくい世の中になり、デジタル化の波が押し寄せても変わりません。

これまで以上に Face to Face を大切にするために、しんきんは、次の一步を踏み出します。

いつでも、皆さまとしんきんをつなぐ、新しいデジタルサービス「ケイエール」誕生。

資金や仕事を便利に管理できるのはもちろん、しんきんのサポートがぐっと身近に。ひとりの頑張りには頼らない経営を。ゆとりが生まれる、毎日を。

目の前にいる時も、デジタルでつながる時も、いきいきとした、いい顔が見たいから。

私たちは、このサービスをきっかけに、もっと、皆さまのしんきんになります。

》》 ケイエール 搭載 機能

電子請求書対応

インボイス制度に対応した適格請求書の発行から入金確認作業までワンストップで実施可能。



電子ファイル共有・保存

紙で保存している書類を、オンライン上で管理し、ペーパーレス化を実現。電子帳簿保存法に対応した請求書・領収書の保存も可能。



バックオフィスサービス

勤怠管理や経費精算など、日々のバックオフィス業務に関わるデジタルサービスをワンストップで提供。



課題解決サービス

経営上の様々な課題を、ポータル上で信用金庫に相談できる「経営相談窓口」を設置。課題に応じて様々な解決策を提案。



資金繰り把握

複数金融機関の口座残高、入出金履歴を一括管理。資金繰り表も自動で作成。信用金庫とも共有可能で、コミュニケーションがより円滑に。



アラート機能

大口入金があった時や支払いが不足しそうな時など、任意で設定した条件に合わせて自動でお知らせ。



SDGsへの取り組み

滋賀中央信用金庫 ーまっすぐ未来ー サステナブル宣言



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

滋賀中央信用金庫は、地域社会の一員として地域の皆さまとのつながりを大切にし、社会的課題解決、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、地域金融機関としての活動を通じてSDGsの達成に取り組んでまいります。

SDGs活動方針

当金庫は、『まっすぐ未来』につなぐ重要課題（マテリアリティ）を掲げ、SDGsの達成を目指します。



“つなぐ”は、当金庫と地域の社会、経済、人とのつながりや従業員間のつながりを意図とし、SDGs活動との相乗効果により持続可能性（サステナビリティ）を追求し、SDGsを通じて社会に貢献することを込めています。

1 つなぐ 地域社会の活性化と持続的繁栄への貢献

2 つなぐ 地域経済の持続的発展への支援

3 つなぐ あらゆる角度からの環境保全

4 つなぐ 目標達成に向けた人材育成

■「しがちゅうしんMLGsローン」の取り扱い

当金庫は、地域のお客さまの省エネを中心としたカーボンニュートラルへの取り組みを支援するため、令和4年4月1日より「しがちゅうしんMLGsローン」を取り扱っています。省エネ設備導入資金に活用いただきやすい金利優遇を設定、実行額の0.1%相当額を、滋賀県における琵琶湖保全活動に、当金庫より寄附を行います。

【令和8年3月末までの取り扱い実績】

融資件数 44件

融資金額 215百万円

MLGsとは？

マザーレイクゴールズ(Mother Lake Goals, MLGs)は、琵琶湖を切り口とした2030年の持続可能社会へ向けた目標(ゴール)です。MLGsは、琵琶湖版SDGsとして、2030年の環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築に向け、琵琶湖を切り口として独自に13のゴールを設定しています。

■「しがちゅうしんビジネスクラブ」1周年記念講演会および交流会の開催



次世代経営者の学びや異業種交流の場の提供を目的に発足した「しがちゅうしんビジネスクラブ」が1周年を迎えました。今回は、主にAIをテーマにした講演と、セミナーで学んだ内容をより現実味ある体験としていただけるよう、AI体験ブースを設置しました。

令和7年7月25日「しがちゅうしんビジネスクラブ」1周年記念講演会を開催しました。講演会、交流会には101名の会員さまにご出席いただきました。



■「しがちゅうしんビジネスクラブ」次世代経営塾の開講



地域を支える金融機関として、取引先企業の次世代経営者を対象とした「次世代経営塾」を開講しました。自社の強み・弱みの分析や、今後の成長戦略における競合他社との優位性の確保に向けて、座学と同世代経営者との情報交換等を通じ、次世代経営者の学びをサポートしました。

令和7年9月5日「しがちゅうしんビジネスクラブ 次世代経営塾」を開講し、19名の会員さまにご出席いただきました。



■ 地域経済の持続的発展への支援に向けた取り組み



企業が抱える人手不足の対応、業務効率化等の課題に対し、DXを活用した解決策を提示し、継続的な事業活動を後押しすべく、令和7年11月21日に当金庫、彦根商工会議所、滋賀県産業支援プラザ3者共催にてセミナー・体験会および相談会を開催しました。DX体験会においては20先を超えるご相談がありました。



中小企業経営者向けセミナーの様子



DX体験会の様子

■ 教育セミナーの開催



第2回 金融教育セミナーの開催

テーマ「おこづかいの使い方と管理を学ぶ」

令和7年8月19日、20日の2日間、小学校1・2年生を対象とした金融教育セミナーを開催し、20名のお子さまとその保護者の方にご参加いただきました。

お金に関する豆知識講座やお店屋さんごっこを通じて、正しいお金の使い方と管理について楽しく学んでいただきました。



中学校向け金融経済教育セミナーの開催

学校教育においても「金融リテラシー」の重要性が高まっており、学習指導要領の改訂により中学校段階での金融教育が推奨されている背景を踏まえ、次代を担う中学3年生(約120名)を対象とした金融経済セミナーを開催しました。金融知識の基礎やお金の大切さ、働くことの意義などを学んでいただきました。



地域貢献活動

■ 地域の子どもたちのための取り組み

青少年スポーツ活動への後援

スポーツの振興と青少年の健全育成に貢献すべく、優勝・準優勝チームにメダルを寄贈しています。

- 第47回
全国スポーツ少年団軟式野球交流大会
彦根支部大会後援(令和7年4月)
- 第27回
彦根学童野球選手権大会後援
(令和7年6月)



■ 地域活動への参加

日本政策金融公庫との「危機事象発生時における業務連携に関する覚書」の締結

令和7年7月29日 地域の事業者の方に向けた危機発生時のリスクや対策の情報提供など、相互連携を円滑にすべく本業務連携に関する覚書を締結しました。近年、頻発・激甚化している様々な危機に備え事前に業務連携の方針を定めておくことで、有事の際にも地域の事業者の方へ切れ目のない金融サービスの提供を可能にし、早期の事業者支援・災害復旧に貢献できるよう体制を整備するものです。



滋賀県警察と「特殊詐欺等の被害防止に関する協定」の締結

令和7年7月4日 急増する特殊詐欺等の被害拡大防止や口座不正利用防止を目的に、滋賀県警察本部と協定を締結しました。滋賀県に本店を構える16の金融機関と滋賀県警察本部が連携し、犯罪被害の実態に関する情報を共有することで、被害防止を共に呼びかけ、特殊詐欺の根絶に向けた社会の実現を図ることを目的としたものです。詐欺の可能性が高い取引などを確認した場合、県警へ必要な情報を提供いたします。



■ 福祉活動

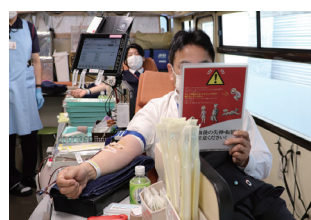
能登半島地震災害復興支援被災地への寄付

被災されたみなさまには、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。ご賛同賜りました復興支援定期預金の預入総額の0.01%相当額を日本赤十字社を通じて被災地へ寄付しました。(お客さまによるご負担金は発生いたしておりません。)



日本赤十字社の「献血サポーター」として献血に協力

当金庫は医療に必要な血液を献血によって安定的に確保するための「献血サポーター」に企業として登録し、積極的に献血に協力しています。



信用金庫の日の取り組み

6月15日は信用金庫の日



昭和26年6月15日に「信用金庫法」が公布・施行されたことにちなみ、6月15日を信用金庫の日と定めています。これは、信用金庫法施行1周年を記念して開催された、第1回全国信用金庫大会において宣言されたものです。

当金庫では、職員が各営業店に来店されたお客さまに対し、啓発チラシとあさがおやコスモスの花の種子を手渡し、特殊詐欺未然防止を呼びかけるなどの啓発活動を行いました。

また、業務終了後には、本部および各店舗周辺において、社会貢献活動の一環として、役職員による一斉清掃活動を行いました。

特殊詐欺未然防止を呼びかける啓発活動

本店営業部では、近江八幡警察署および警友会の協力のもと、滋賀県警マスコット「けいたくん」も登場し、啓発活動を行いました。



役職員による一斉清掃活動

社会貢献活動の一環として、本部および各店舗周辺において役職員による一斉清掃活動を行いました。



しがちゅうしん女性活躍の取り組み

女性がより一層

輝ける社会を目指して—。

滋賀県女性活躍推進企業

2つ星企業として平成29年の認証後、令和3年10月に更新の認証を受けました。女性活躍推進法に基づき女性の活躍を推進するための行動計画の策定・届出・公表および女性活躍に関する情報の公表等、働きやすい職場づくりの推進に取り組んでいます。



女性活躍推進状況

令和8年3月末現在

女性の
育児休業
取得率
100%

育休・産休
から復帰した
女性の割合
100%

管理職
候補者
女性比率
73.9%

滋賀中央信用金庫 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が様々な部署で能力を発揮し、キャリアアップしていくため、次のように行動計画を策定しました。

計画期間

令和7年4月1日
～ 令和12年3月31日

課題

1. 管理職に占める女性の割合 …… **35% 以上**
2. 平均残業時間 …… **5 時間未満**

〈取組内容と実施時期〉

[課題1] 管理職に占める女性の割合	
平成 30 年 4 月以降	定期的に女性部会を開催 エリア別女性会議での意見の検討と分析 「働きやすい職場」や「モチベーションアップ」に繋げる
平成 30 年 8 月	女性管理職対象の研修を実施
平成 31 年 1 月	女性向け自主勉強会「女性活躍推進とホスピタリティ」開催
平成 31 年 4 月	女性管理職に占める割合 30.3% (前回目標 30% 以上達成)
令和 元 年 10 月	女性部会にて「産休産後・育児休暇についてのしおり」作成 窓口セールス・対応 勉強会実施
令和 2 年 3 月	女性管理職に占める割合 33% 以上を目標とする
令和 6 年 4 月	女性管理職に占める割合 34.5% (前回目標 33% 以上達成)
令和 7 年 3 月	女性管理職に占める割合 35% 以上を目標とする

[課題2] 平均残業時間	
令和 2 年 4 月	全店統一定時退庫日 月4日の設定
令和 3 年 7 月	自営PCでの『使用可能時間制限』 および『PCの強制シャットダウン』
令和 4 年 4 月	全店統一定時退庫日 月5日の設定
令和 7 年 4 月	平均残業時間 5 時間未満を 目標とする

女性活躍推進法に基づく行動計画の詳細は、
当金庫ホームページをご覧ください。

女性活躍01

イクボス宣言

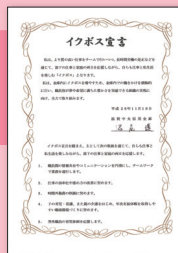


滋賀県イクボス宣言企業

私は、より質の高い仕事をチームで行いつつ、長時間労働の是正などを通じて、部下の仕事と家庭の両立を応援しながら、自らも仕事と私生活を楽しむ「イクボス」となります。

私は、金庫内にイクボスを増やすため、金庫内での働きかけを積極的に行い、職員皆が夢や希望に満ちた豊かさを実感できる組織の実現に向け、全力で取り組みます。

イクボス宣言を踏まえ、主として次の取り組みを通じて、自らも仕事と私生活を楽しみながら、部下の仕事と家庭の両立を応援します。



1. 職員間の情報共有やコミュニケーションを円滑にし、チームワークで業務を遂行します。
2. 仕事の効率化や進め方の改善に努めます。
3. 時間外勤務の削減に努めます。
4. 子の育児・看護、また親の介護をはじめ、年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めます。
5. 男性職員の育児参画を応援します。

Ikuboss



「イクボス」とは

部下の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に理解があり、自らも仕事と私生活を充実させている上司のことです。

今年度のしがちゅうしん

女性活躍の取り組み

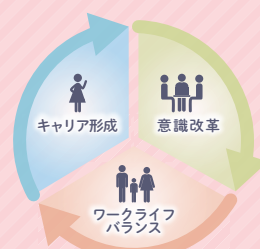


Work Life Balance

女性活躍02

ワークライフバランス

当金庫はワークライフバランスを考慮し、職員のより良い人生を目指します。職員が家庭と仕事を両立し、個々のライフイベントに左右されず仕事で活躍できるよう、育児休業制度や介護休業制度などのワークライフバランスに配慮した制度や支援の拡充に努めています。



女性活躍03

女性活躍宣言！ (女性部会の設置)

平成27年4月に発足した「女性部会」を中心に、ワークショップを開催し、職員の多様な働き方を支援し、家庭と仕事を両立できるよう、様々な取り組みを応援しています。



Women's Subcommittee



総代会

■ 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫の会員数はたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。

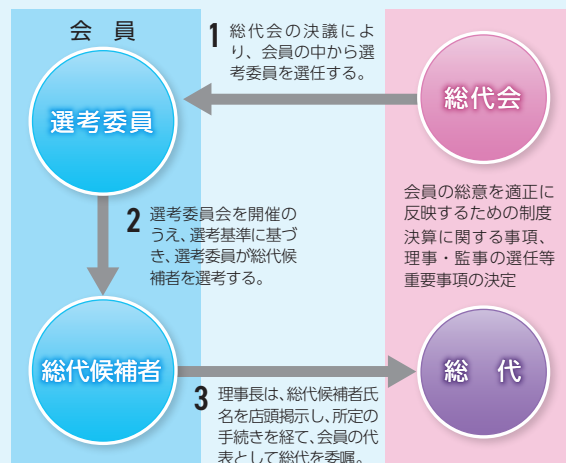
そこで、当金庫では会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しています。この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任地域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取り組んでいます。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

■ 総代会の仕組み

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



■ 第113期通常総代会の決議事項

令和8年6月17日に開催されました第113期通常総代会において、下記の事項の報告ならびに次の議案が承認・可決されました。

【報告事項】

第113期(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

【決議事項】

- | | |
|-------|--------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分案承認の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件(1) |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件(2) |
| 第4号議案 | 会員除名の件 |
| 第5号議案 | 理事任期満了につき理事10名選任の件 |
| 第6号議案 | 監事任期満了につき監事4名選任の件 |



■ 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選考されます。

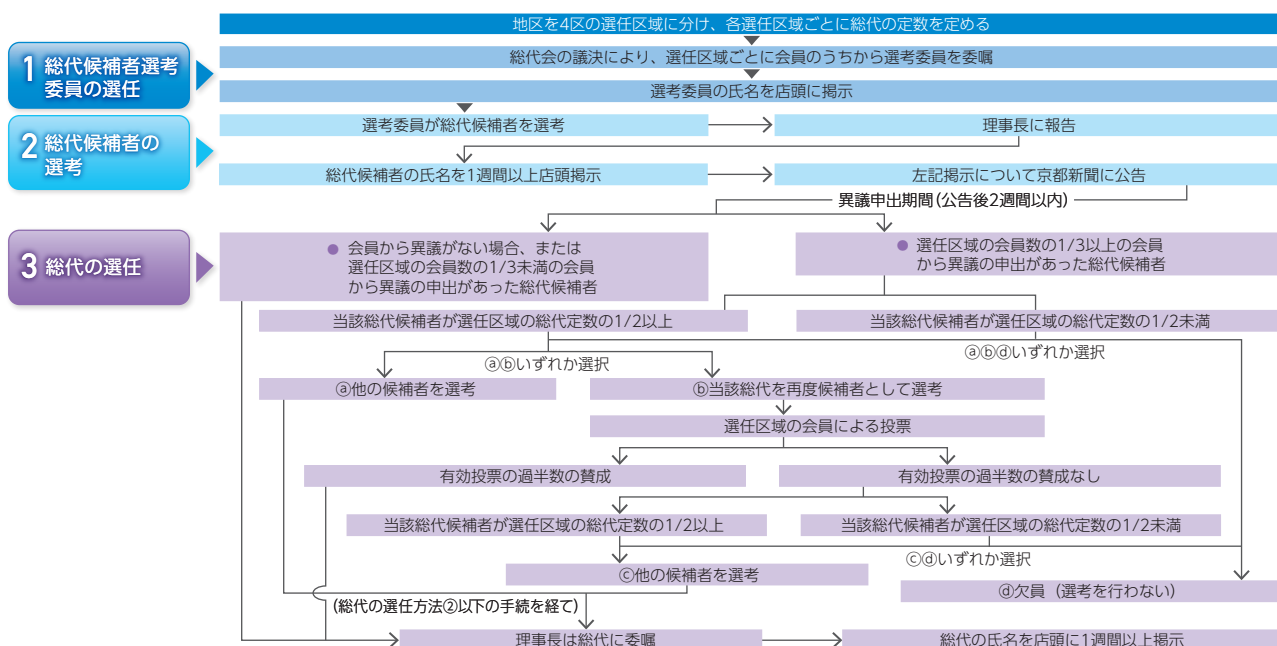
- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

■ 総代候補者選考基準

当金庫は、総代候補者を選考するにあたり、「総代候補者選考基準」に基づき、総代にふさわしい候補者を会員の中から公正に選考しています。

- | | |
|-------------------|----------------------------|
| ①資格要件 | ②適格要件 |
| ●当金庫の会員であること | ●総代としてふさわしい見識を有している者 |
| ●就任時点で75歳を超えていない者 | ●良識をもって正しい判断ができる者 |
| | ●人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者 |
| | ●その他総代選考委員が適格と認めた者 |

■ 総代が選任されるまでの手続について



■ 総代とその任期・定数について

- ① 総代の任期は3年です。
 - ② 総代の定年は75歳です。
 - ③ 総代の定数は110人以内で、会員数に応じて各選任地域ごとに定められています。
- 令和8年3月31日現在の総代は103人で、会員数は25,298人です。

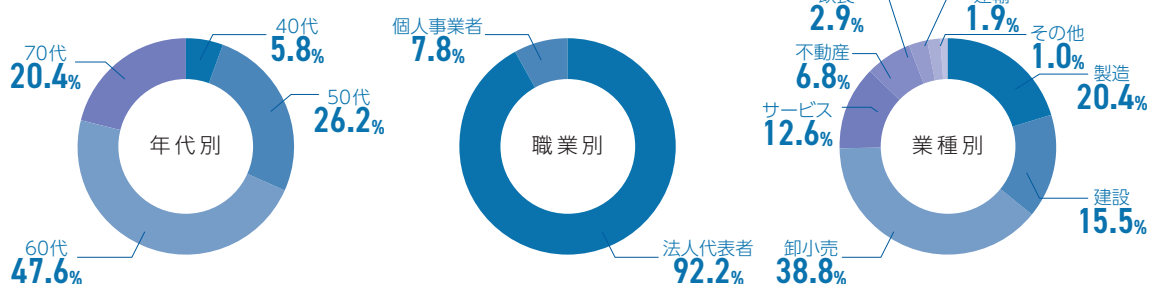
総代選任地区および総代氏名

総代総数103人 令和8年3月31日現在(敬称略・順不同)

選任地区	定数	氏名
第1区 長浜市、米原市、彦根市	34人以内	一圓外志夫③ 小出 英樹⑤ 藤田 武史⑤ 上田健一郎④ 上田 義孝④ 馬場 啓次⑧ 大西 和弥③ 那須 賢司③
		上田 邦浩④ 田中 由一⑥ 田井中 徹① 市田 和彦② 北村 篤司③ 林 秀光⑧ 今村 英二④ 角田 孝幸⑦
		大菅 良治⑥ 早川 隆士⑧ 中川 寛之① 宮川 知子② 田中 幸一⑧ 熊木 治⑥ 辻井 正嗣① 大澤 隆典①
		小野 慎一④ 安居 秀泰④ 中川 陽介① 堀江 達哉① 田中 寿信③ 伊関 新一③ 松宮 悠介①
第2区 犬上郡、愛知郡、東近江市	13人以内	西澤 誠⑥ 中島 智宏③ 梅田 克則② 高橋 正夫③ 坪田 康基① 木村 慶之④ 蔭山雄一郎②
		西村 正司③ 森野 隆③ 宮川 博史③ 谷川 裕一③ 北川 豊④ 生田 秀良②
第3区 近江八幡市、蒲生郡	33人以内	乾 哲典⑤ 辻 雄一⑤ 山本 昌仁③ 五十子英雄⑤ 長谷川 卓③ 太田 直樹⑥ 和田 一浩⑥ 嶋川 敏之④
		川崎 孝雄⑦ 丹羽 茂③ 竹内 彰① 喜多 利弘⑤ 高木 潔② 西村清五郎② 太田 誠人① 下井 茂文③
		川西 豪志④ 平尾 貞幸③ 秋村 洋① 田中 康博⑥ 井狩 繁樹⑤ 定松 博文⑦ 野瀬 正樹① 菱田 善弘⑥
		塚本 毅⑦ 廣瀬 直次⑥ 中島 弘雅① 辻 喜司雄⑥ 浦口 清次⑥ 村田 茂紀④ 川村 純市④ 安井 肇⑥
第4区 野洲市、守山市、草津市、 栗東市、湖南市、甲賀市、 大津市、高島市	30人以内	大崎 裕士⑤ 佐々木 博⑦ 梅景 俊之⑦ 鷲田 憲司② 岡田 学① 北野 貞裕② 山口 俊和②
		鶴岡 重樹④ 中西壮一郎⑧ 北村 斉③ 三久保佳辰② 長谷川成幸⑥ 西村 忠浩① 中森 寛②
		木戸脇輔三⑧ 三久保清行③ 坂口 重良⑧ 中村 泰弘④ 片岡 芳規③ 今井 秀之⑦ 佐野 広則①
		酒井 曉隆① 吉川 喜彦④ 堤 末彦⑧ 田中 義信① 三品 勝裕⑥ 中瀬 誠②

(氏名の後の数字は平成16年7月合併後の就任回数)

総代の各種構成比



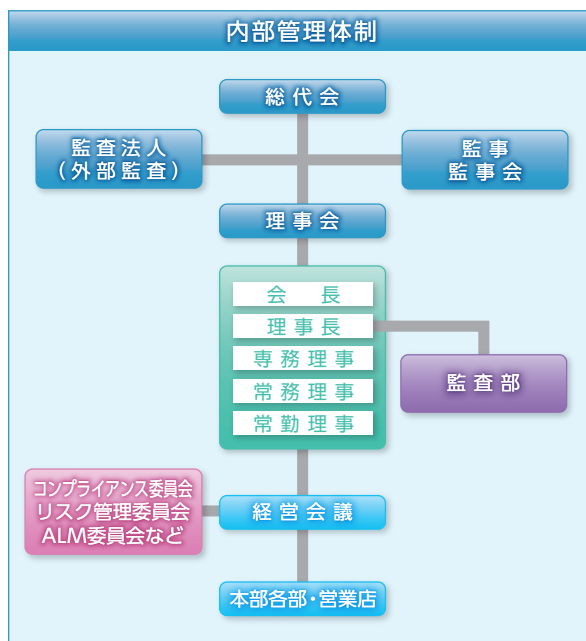
内部管理態勢とコンプライアンス態勢

■ 内部管理態勢

当金庫では、信用金庫法第36条第5項第5号および同法施行規則第23条に基づき、業務の健全性および適切性を確保するための基本方針として「内部管理基本方針」を定め、体制の整備と実効性の確保に努めています。

内部管理基本方針

- ①この金庫の理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ②この金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ③この金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ④この金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑤この金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- ⑥この金庫の監事の職務を補助すべき職員のこの金庫の理事からの独立性および当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ⑦この金庫の理事および職員がこの金庫の監事に報告をするための体制その他のこの金庫の監事への報告に関する体制
- ⑧この金庫の監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑨この金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑩その他この金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制



(総代会)

詳しくはP17～18をご覧ください。

(理事会)

経営に関する方針やその他重要事項を決定するほか、理事の職務の執行を監督します。

(監事・監事会)

監事は、監事会で策定された監査方針に基づき、理事会をはじめとする重要な会議への出席や業務および財産の状況調査を通じて、理事等の職務執行状況を監査します。

(外部監査)

外部監査は、有限責任監査法人トーマツに依頼しており、監査人として独立した立場から財務諸表に対する監査を受けています。

(経営会議)

経営会議は基本方針に基づいて、具体的執行方針を確立するために、経営に関する重要な事項を協議します。

(内部監査体制)

理事長直轄で被監査部門から独立した監査部が、適切性・有効性の観点から内部監査を実施し、問題点の改善提言を通じて業務の健全性の確保と効率性の向上を図ります。

■ 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

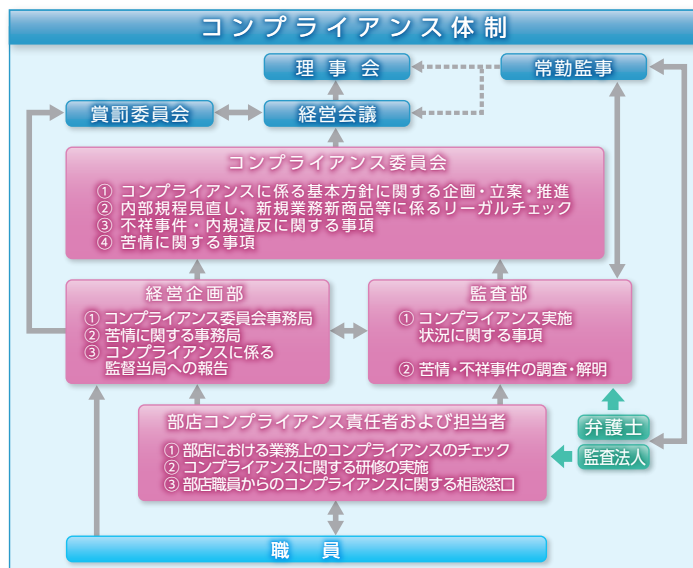
1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
6. いかなる理由があっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引は、絶対に行いません。

■ コンプライアンス（法令等遵守）態勢

金融機関の社会的責任や企業倫理のあり方が厳しく問われている現在、当金庫は、コンプライアンスを確立し実践することが、地域の皆さまの信頼を得るとともに、経営の健全性確保につながるとの基本認識に基づき、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置づけて、高い企業倫理と遵法精神に則った経営に努めています。

具体的には、「倫理規程」、「コンプライアンス規程」および「コンプライアンスマニュアル」を制定し、統括部署をコンプライアンス委員会、事務局を経営企画部としています。毎年「コンプライアンスプログラム実施計画表」を作成し、それに基づいてコンプライアンスに関する規程の整備、役職員の研修等を実施しています。

今後も、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にそむくことのない企業風土の醸成のために、役職員一丸となって取り組んでまいります。



■ 利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が別に定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」という。）し、お客さまの利益を保護するとともに、お客さまの信頼を向上させるため、以下の事項を遵守します。

- 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として、利益相反管理を行います。
- 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
- 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またはこれらを組み合わせることにより管理します。
 - 管理対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - 管理対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - 管理対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - 管理対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
- 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関する取り組み

■ マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

当金庫は、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し金融市場に対する信頼を確保するため、犯罪による収益の移転防止に関する法律等を遵守するとともに、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与、拡散金融の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、誠実かつ公正に業務を遂行するための内部管理態勢を構築しています。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー

滋賀中央信用金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与、拡散金融(以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。)の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

当金庫は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。具体的には、経営陣は組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、マネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、マネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を踏まえた方針・規程の策定、またこれらの方針・規程・手順等に基づき定める顧客管理、記録保存等の具体的な手法の策定、更に、マネロン・テロ資金供与リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等について、主導性を発揮します。

また当金庫のマネロン・テロ資金供与リスクが変化した場合や、運営上の課題が確認された場合には、改めて方針・規程・手順等の見直しを検討し、マネロン・テロ資金供与対策の実効性を高める対応態勢を構築します。

2. 管理態勢

当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部は経営企画部とし、各部や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取り組めます。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

適切な取引時確認を実施し、顧客や取引のリスクに即した対応策を実施する態勢を整備します。また、顧客から定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析することで、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図ります。

5. 疑わしい取引の届出

営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した取引を基に、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

6. 資産凍結の措置

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

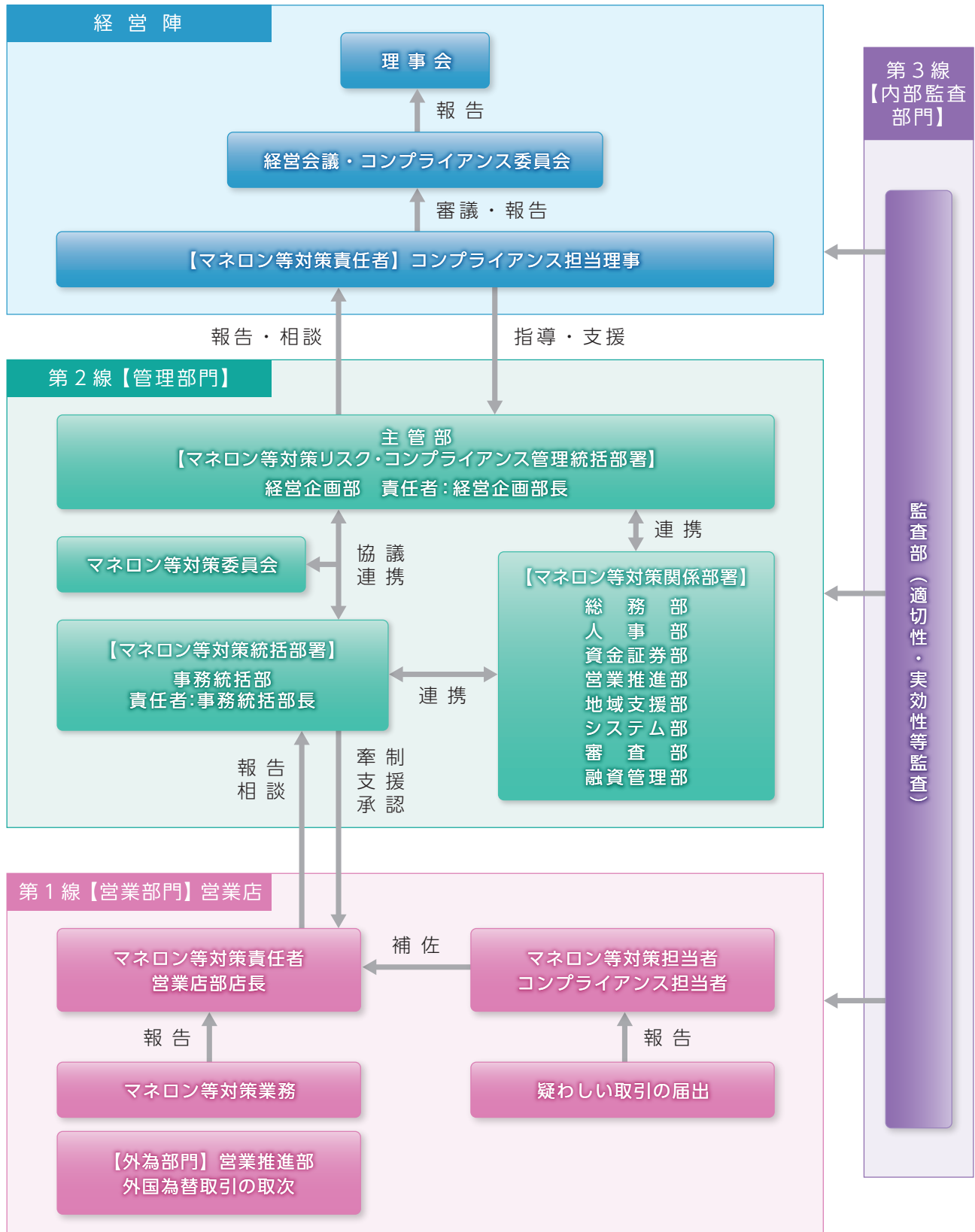
8. 実効性の検証

マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、主管部による営業店、ATM等における対策の実効性を定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

顧客からの定期的な情報収集に向けて、当金庫のホームページ、営業店等を通じて、顧客からの理解を得るための周知、広報活動に取り組めます。

■ マネー・ローンダリング／テロ資金供与対策に係る管理態勢 組織図



顧客保護等の管理態勢

■顧客保護等管理方針

1. 当金庫は、お客さまの自由な意思を尊重し、お客さまの資産、当金庫との取引に係るお客さまの情報およびその他の利益を保護するため、ここに顧客保護等管理方針を定め、誠意を以って対応する。
2. お客さまとの取引に際しては、法令等にしがたい金融商品の説明および情報提供を適切かつ十分に行う。
3. お客さまからの相談又は苦情等については、顧客サポート等の担当部署において、適切かつ十分に取り扱う。
4. お客さまに関する情報については、法令等にしがたい適切に取得し、安全に管理する。
5. お客さまとの取引に関連して、当金庫の業務を外部委託することについては、お客さまの情報その他の利益を守るため、「外部委託管理責任者」を設置し、適切に外部委託先を管理する。

■金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際して、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明いたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて従業員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気付きの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

■個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

■サイバーセキュリティ取組方針

当金庫は、サイバーセキュリティリスクへの対応が重要な経営課題であると認識し、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）、サイバーセキュリティ経営ガイドライン（平成27年経済産業省）、その他サイバーセキュリティに関する関係諸法令を遵守するとともに、その継続的な体制整備に努めます。

1. 経営陣は、サイバーセキュリティリスクを認識し、自らリーダーシップを発揮し、対策を推進します。
2. 業務委託先を含めたセキュリティ対策の整備に努めます。
3. サイバーセキュリティ対策にかかる情報連携・情報開示に努めます。

■金融犯罪防止の取り組み 当金庫は金融犯罪を防止するため様々な取り組みを行っています。

ATMによる1日当たりの出金ご利用限度額と出金回数（個人のお客さま）

キャッシュカードの盗難や偽造により預金が引き出される被害が多発しています。お客さまの大切なご預金をお守りするため、ATMによる1日当たりの出金ご利用限度額と1日当たりの出金回数の上限を、口座単位で指定することができます。

【ATMのご利用限度額（1日当たり1口座ごと）】

	ICカード
現金払出し	50万円
振込	50万円

- ・ATM振込の1日のご利用限度額は、届出により200万円まで変更できます。
- ・ICカードの1日のご利用限度額は、届出により200万円まで変更できます。
- ・1日のご利用限度額・回数を設定することができます。
- ・満65歳以上で過去1年以上キャッシュカードにて振込がない個人のお客さまで、届出がない場合の振込ご利用限度額はそれぞれ10万円となります。
- ・満65歳以上で過去1年以上、他行（当金庫以外）ATMにてご利用がない場合、他行ATMでの出金限度額は1日10万円となります。

※1日のご利用限度額・回数の変更をご希望のお客さまは窓口へお申し出ください。

■振り込め詐欺救済法への対応

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（略称：「振り込め詐欺救済法」）」により、振り込め詐欺等の被害に遭われた方への被害回復分配金の支払いが可能となっております。分配金の請求はお客さまご自身が振込先金融機関に出向いて行っていただく必要がございます。

当金庫では振り込め詐欺・還付金詐欺などにより当金庫から振込をされた方、または当金庫の口座へ振込された被害者の方に対してのお問い合わせ窓口を設けております。

【振り込め詐欺救済法 お問い合わせ窓口】

事務統括部 ◆電話番号：0749-35-1120
◆受付時間：月曜日～金曜日
(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00

【通帳・キャッシュカード等の紛失・盗難・偽造に遭われた場合の連絡窓口】

◆平日の営業時間内(8:45～17:00) お取引店へご連絡ください
◆時間外受付：しんきんATM監視センター（キャッシュカード紛失共同受付センター）
◆電話番号：06-6454-6631

24

■ 統合的リスク管理態勢

統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスクも含めて、それぞれのリスク・カテゴリー毎に評価したリスクを総体的に捉え、自己資本と対比することにより、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

当金庫は、バーゼルⅢの指針に基づき、自己資本比率を算出するとともに、「第二の柱」の要求事項である金融機関が自らの規模や特性に照らし、内包するリスクを総合的に捉え、自主管理を行う「統合的リスク管理態勢」を構築しています。

1. 信用リスク

信用リスク管理は自己査定の債務者区分および分類結果、企業格付等に基づいてリスクを適正に把握し、適切なポートフォリオ管理等に反映させることを基本方針としています。

手続の概要としては、企業信用格付から算出されるデフォルト確率(PD)に基づき、非期待損失率(UL)等の信用リスクを計測し、自己査定による債務者区分から算出される貸倒引当金の状況の適切性、また、当金庫の自己資本に及ぼす影響等を管理しています。貸倒引当金は、当金庫の定める「資産自己査定規程」および「償却・引当の基準」に基づき、正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てています。

2. 市場リスク

金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランス含む)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。市場リスクは金利ショックを信頼区間99%、保有期間120営業日、観測期間5年で計算されるVaRによりリスク量を算出しています。

なお、市場リスク量の算出においては、金利、株式等のリスク・ファクターの相関関係を考慮しています。

3. オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクの算出手法については、当金庫は標準的計測手法を採用しています。

オペレーショナル・リスク量 = 直近3年間の事業規模要素(BIC)の平均値×内部損失乗数(ILM)

オペレーショナル・リスク・アセットについてはオペレーショナル・リスク量÷8%で算出しています。

当金庫のオペレーショナル・リスクについては、次のリスクを管理しています。

● 事務リスク

役職員が事務ミス、或いは事故・不正等を起こすことにより金庫が損失を被るリスクのことをいいます。事務リスク管理においては、常に事務リスク発生の危険度を把握し、規程の整備指導を図るとともに、厳正な事務管理に努めています。

● システムリスク

コンピュータ・システムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い金庫が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより金庫が損失を被るリスクをいいます。当金庫の情報資産保護のための管理体制を整備し、適切なシステムリスク管理運営を図るものとし、すべての役職員は、システムリスク管理の重要性を認識し、そのリスクを極小化するため、諸規程、事務取扱要領等を厳守し、行動しています。

● 有形資産リスク

災害・その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害等により、金融機関が損害を被るリスクのことをいいます。当金庫は、平時の管理と緊急時の体制を確立し当金庫が災害等の事象から生じる有形資産の毀損・損害等から直面する有形資産のリスクを認識し、適切な管理を行っています。

● 人的リスク

不祥事件から生じる経営への影響・風評リスク、人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)から生じる労務問題、健康面・メンタルヘルスにかかる休業等のリスク、差別的行為(セクシャルハラスメント・パワーハラスメント)から生じる損失・損害を被るリスクをいい、人事部による人的リスクの管理および環境整備を図っています。

4. 流動性リスク

予期せぬ資金の流出等により、通常よりも著しく高い金利で資金調達を余儀なくされる等により金庫が損失を被るリスクをいいます。流動性リスク管理においては、当金庫の資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰り体制を目指しています。

金庫の概況・役員および組織に関する事項

■当金庫の概要

創 立	大正3年6月2日
出資金	12億71百万円
店 舗	本部：滋賀県彦根市小泉町34番地1
	本店：滋賀県近江八幡市桜宮町198番地
	支店：彦根市 9店舗・1出張所
	近江八幡市 4店舗・1出張所
	守山市 3店舗
	栗東市 1店舗
	草津市 2店舗
	大津市 1店舗
	東近江市 1店舗
	野洲市 2店舗
	蒲生郡 1店舗
	愛知郡 2店舗
	犬上郡 2店舗
合 計	31店舗
営業地区	滋賀県

(令和8年3月末現在)



■主要な事業の内容

1. 預金又は定期積金の受入れ
2. 会員に対する資金の貸付け
3. 会員のためにする手形の割引
4. 法令の定めるところによる地方公共団体、金融機関その他会員以外の者に対する資金の貸付けおよび手形の割引
5. 為替取引
6. 上記1～5の業務に付随する債務の保証又は手形の引受けその他信用金庫業務に付随する業務
7. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記6により行う業務を除く。）
8. 担保付社債信託法その他の法律により信用金庫が営むことのできる業務
9. その他前各号の業務に付帯又は関連する業務

■理事・監事の氏名および役職名

会 長 沼 尾 護
(代表理事)

理 事 長 岩 崎 哲 雄
(代表理事)

常 務 理 事 木 村 茂
(代表理事)

常 務 理 事 小 野 田 広 徳
(常 勤)

常 務 理 事 北 村 栄 宏
(常 勤)

理 事 若 林 暢
(常 勤)

理 事 阪 井 重 雄
(常 勤)

理 事 岸 川 博 紀
(常 勤)

理 事 白 井 昌 幸
(常 勤)

理 事 堤 康 成
(常 勤)

常 勤 監 事 中 村 隆 裕

監 事 尾 賀 康 裕
(非常勤)

監 事 高 橋 一 浩
(非常勤・員外)

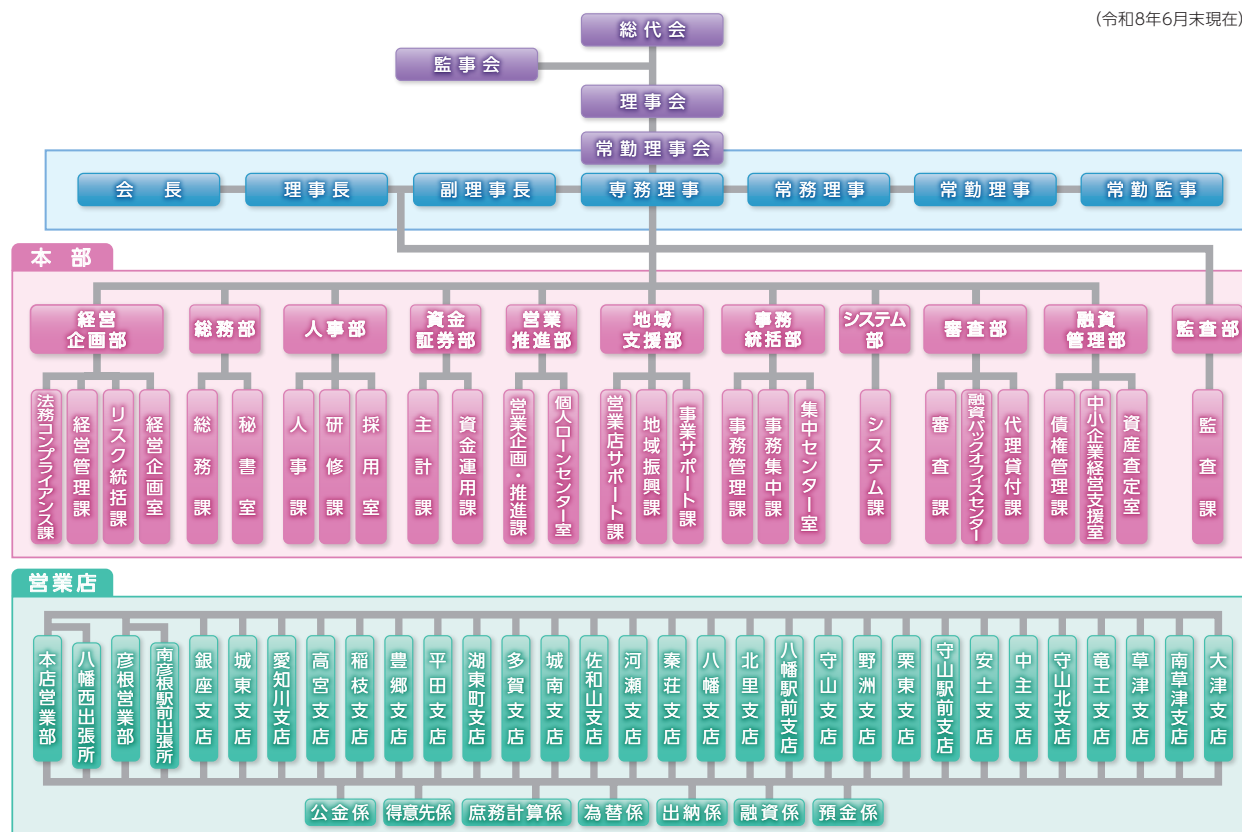
監 事 岡 根 孝 明
(非常勤・員外)

※理事 阪井重雄は信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※監事 高橋一浩および岡根孝明は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

(令和8年6月末現在)

■ 事業の組織



■ 報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めています。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	218

(注) 1. 対象役員に該当する理事は10名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」153百万円、「賞与」100百万円、「退職慰労金」64百万円となっています。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めています。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号および第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれています。
2. 「同等額」は、「令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額」としています。
3. 令和7年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

財務諸表

■ 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
	令和7年3月31日現在	令和8年3月31日現在
(資産の部)		
現金	5,500	6,392
預 け 金	64,536	61,865
買 入 金 銭 債 権	3,349	3,326
有 価 証 券	152,541	149,035
国 債	11,557	13,040
地 方 債	22,053	24,833
社 債	54,810	52,764
株 式	572	1,163
その他の証券	63,546	57,233
貸 出 金	273,772	277,349
割 引 手 形	844	470
手 形 貸 付	15,922	14,283
証 書 貸 付	249,614	254,448
当 座 貸 越	7,391	8,148
そ の 他 資 産	3,302	3,269
未 決 済 為 替 貸	93	152
信 金 中 金 出 資 金	2,484	2,484
未 収 収 益	408	447
未収還付法人税等	102	—
その他の資産	213	185
有 形 固 定 資 産	6,874	6,626
建 物	3,507	3,342
土 地	2,792	2,792
リ ー ス 資 産	286	214
建 設 仮 勘 定	—	14
その他の有形固定資産	287	263
無 形 固 定 資 産	75	75
ソ フ ト ウ ェ ア	62	64
リ ー ス 資 産	2	1
その他の無形固定資産	10	10
繰 延 税 金 資 産	2,990	3,795
債 務 保 証 見 返	2,110	1,770
貸 倒 引 当 金	△3,842	△3,916
(うち個別貸倒引当金)	(△2,856)	(△2,980)
資 産 の 部 合 計	511,211	509,591

(単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
	令和7年3月31日現在	令和8年3月31日現在
(負債の部)		
預 金 積 金	475,674	478,492
当 座 預 金	8,857	7,782
普 通 預 金	182,951	184,804
貯 蓄 預 金	746	708
通 知 預 金	1,812	1,889
定 期 預 金	273,255	275,199
定 期 積 金	5,381	5,462
その他の預金	2,669	2,647
借 用 金	14,000	11,000
借 入 金	14,000	11,000
そ の 他 負 債	1,588	2,066
未 決 済 為 替 借	120	108
未 払 費 用	365	810
給付補てん備金	2	4
未 払 法 人 税 等	19	147
前 受 収 益	221	237
職 員 預 り 金	243	235
リ ー ス 債 務	327	241
資 産 除 去 債 務	22	22
その他の負債	265	257
賞 与 引 当 金	216	208
退 職 給 付 引 当 金	150	108
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	162	166
預 金 払 戻 引 当 金	0	0
偶 発 損 失 引 当 金	73	135
債 務 保 証	2,110	1,770
負 債 の 部 合 計	493,975	493,948
(純資産の部)		
出 資 金	1,272	1,271
普 通 出 資 金	1,272	1,271
利 益 剰 余 金	22,773	23,239
利 益 準 備 金	1,274	1,274
その他利益剰余金	21,498	21,965
特 別 積 立 金	14,900	14,900
(奉仕基金積立金)	(100)	(100)
当期末処分剰余金	6,598	7,065
会 員 勘 定 合 計	24,045	24,510
その他有価証券評価差額金	△6,810	△8,868
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△6,810	△8,868
純 資 産 の 部 合 計	17,235	15,642
負債および純資産の部合計	511,211	509,591

■ 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日
経 常 収 益	6,249,135	7,492,545
資金運用収益	5,324,478	6,586,846
貸出金利息	3,851,730	4,445,675
預け金利息	236,220	333,026
有価証券利息配当金	1,177,336	1,739,137
その他の受入利息	59,190	69,006
役務取引等収益	537,187	523,982
受入為替手数料	175,312	176,757
その他の役務収益	361,874	347,224
その他業務収益	56,571	104,776
国債等債券売却益	149	33,689
その他の業務収益	56,421	71,087
その他経常収益	330,898	276,940
償却債権取立益	145,930	16,832
株式等売却益	147,508	259,119
その他の経常収益	37,459	988
経 常 費 用	5,415,113	6,672,904
資金調達費用	439,487	1,192,357
預金利息	412,334	1,153,773
給付補てん備金繰入額	1,512	5,902
借入金利息	18,661	26,724
その他の支払利息	6,979	5,957
役務取引等費用	293,763	303,958
支払為替手数料	41,347	41,738
その他の役務費用	252,415	262,220
その他業務費用	436,416	582,859
国債等債券売却損	356,908	379,766
国債等債券償却	—	115,680
その他の業務費用	79,507	87,412
経 費	3,874,579	3,906,064
人件費	2,390,293	2,428,986
物件費	1,436,464	1,430,056
税金	47,821	47,021
その他経常費用	370,867	687,664
貸倒引当金繰入額	292,302	562,551
貸出金償却	3,090	1,291
株式等売却損	51,741	55,401
株式等償却	—	1,106
その他の経常費用	23,732	67,314
経 常 利 益	834,021	819,640

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日
特 別 損 失	28,489	3,205
固定資産処分損	28,489	3,205
税引前当期純利益	805,532	816,435
法人税、住民税および事業税	142,077	304,647
法人税等還付税額	△102,483	—
法人税等調整額	270,506	7,231
法人税等合計	310,100	311,878
当期純利益	495,431	504,556
繰越金（当期首残高）	6,103,191	6,560,451
当期末処分剰余金	6,598,622	7,065,008

■ 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日
当期末処分剰余金	6,598,622	7,065,008
剰余金処分量	38,170	38,125
普通出資に対する配当金	(年3%) 38,170	(年3%) 38,125
繰越金（当期末残高）	6,560,451	7,026,883

※ 詳細な計数資料等につきましては、「資料編」として
当金庫ホームページに掲載しております。

しがちゅうしんについて

■ 滋賀中央信用金庫の沿革

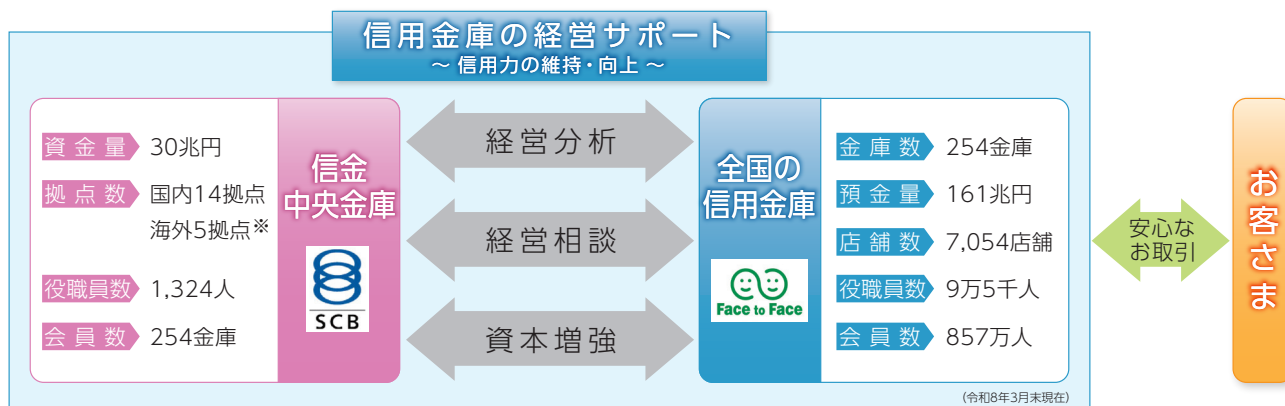
大正	3年	6月	産業組合法による有限責任彦根信用組合創立	平成	元年	11月	旧近江八幡信用金庫南支店 (現八幡駅前支店)新築移転
	7年	4月	芹中出張所(現銀座支店)開設		2年	8月	旧彦根信用金庫南支店(現城南支店)開設
	11年	12月	産業組合法による有限責任八幡町信用組合創業		4年	2月	守山北支店開設
昭和	18年	8月	芹中出張所を川原町出張所へ名称変更		5年	3月	佐和山支店開設
	26年	10月	信用金庫法による彦根信用金庫に組織変更		6年	3月	竜王支店開設
	27年	3月	信用金庫法による近江八幡信用金庫に組織変更		12月		河瀬支店開設
		9月	守山支店開設		8年	4月	ビバシティ彦根内に南彦根駅前出張所を開設
	28年	7月	旧彦根信用金庫東支店(現城東支店)開設		11年	11月	秦荘支店開設
	31年	4月	愛知川支店開設		16年	7月	旧彦根信用金庫と旧近江八幡信用金庫が 合併し新生「しがちゅうしん」スタート
		7月	北里出張所開設		12月		総預金3,000億円を達成
	32年	11月	旧近江八幡信用金庫本店(現八幡支店)新築		17年	11月	草津支店開設
	34年	7月	川原町出張所、支店に昇格		20年	12月	南草津支店開設
	40年	4月	北里出張所、支店に昇格		21年	12月	総預金3,500億円を達成
		11月	旧近江八幡信用金庫南支店 (現八幡駅前支店)開設		25年	1月	八幡西支店を八幡西出張所に変更
	41年	8月	旧彦根信用金庫本店 (本部および彦根営業部)新築移転		26年	5月	八幡支店新築移転
	44年	4月	野洲支店開設		27年	6月	総預金4,000億円を達成
	46年	7月	川原町支店を銀座支店に名称変更		29年	5月	豊郷支店新築移転
		12月	高宮支店開設		30年	11月	大津支店開設
	50年	10月	栗東支店開設	令和	元年	5月	守山駅前支店新築移転
	51年	11月	稲枝支店開設		6月		総預金4,500億円を達成
	53年	4月	守山支店新築移転ならびに本町支店 (旧守山支店)開設		2年	3月	「しがちゅうしん SDGs宣言」の策定
	55年	10月	北里支店新築移転		5月		本部・彦根営業部新築移転
	56年	11月	豊郷支店開設		3年	3月	南彦根駅前出張所を彦根営業部に統合 (店舗内店舗方式)
	57年	5月	安土支店開設		8月		八幡西出張所を本店営業部に統合 (店舗内店舗方式)
		11月	旧近江八幡信用金庫本店を新築移転し、 旧本店を八幡支店に名称変更		9月		秦荘支店を愛知川支店に、守山北支店を 守山支店に統合(店舗内店舗方式)
	58年	11月	平田支店開設		4年	5月	愛知川支店・秦荘支店を新築移転
	60年	4月	湖東町支店開設				
		11月	本町支店を守山駅前支店に名称変更し 移転開設				
	62年	6月	八幡西支店(現八幡西出張所)開設				
		12月	多賀支店開設				
	63年	11月	中主支店開設				

■ 業界ネットワーク



信金中央金庫

信金中央金庫は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として、1950年に設立されました。信金中央金庫は、「信用金庫の中央金融機関としての役割」と「個別金融機関としての役割」を併せ持つ金融機関として、会員信用金庫と一体となって業務を行っています。また、2000年には優先出資を東京証券取引所に上場しています。



※2026年5月1日付で「ホーチミン駐在員事務所」を開設したことに伴い、2026年5月末時点の海外拠点数は6拠点となります(海外グループ会社を含む)。

■ 機能

1. 持続可能な社会を実現する機能

信用金庫がお客さまのためにしている多様な業務をサポートし、顧客ニーズの多様化・高度化に信用金庫が迅速に対応できるよう、中小企業のビジネスマッチングや海外展開、個人の資産形成や相続、地域創生やデジタルの活用などに取り組んでいます。

2. 信用金庫のセントラルバンク機能

信用金庫の収益力向上や健全性確保などに向けて、信用金庫のセントラルバンクとして、コンサルティング機能のさらなる強化や信用金庫業界のサイバーセキュリティ対策のほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持に万全を期しています。

3. 機関投資家としての機能

全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した資金を、国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用しています。また、グローバルに投融資を行っている金融グループとして持続可能な社会の実現に向け、ESG投融資等を推進しています。

■ 当金庫のディスクロージャー誌(資料編)の閲覧に係るご案内

滋賀中央信用金庫のディスクロージャー誌REPORT2026のうち、詳細な計数資料等につきましては、当金庫ホームページをご覧ください。

店舗一覧

店 舗 名	所 在 地	電 話 番 号
彦 根 営 業 部	彦根市小泉町34番地1	0749-22-7721
南 彦 根 駅 前 出 張 所	彦根市小泉町34番地1 (彦根営業部内)	0749-22-7721
銀 座 支 店	彦根市河原三丁目1番26号	0749-22-0854
城 東 支 店	彦根市旭町1番18号	0749-22-7726
高 宮 支 店	彦根市高宮町1753番地の3	0749-23-4411
平 田 支 店	彦根市平田町422番地の16	0749-22-1321
城 南 支 店	彦根市西今町394番地の1	0749-24-9061
佐 和 山 支 店	彦根市西沼波町203番地の6	0749-27-1800
愛 知 川 支 店	愛知郡愛荘町豊満1349番地3	0749-42-2255
秦 荘 支 店	愛知郡愛荘町豊満1349番地3 (愛知川支店内)	0749-42-2255
稲 枝 支 店	彦根市肥田町1013番地の6	0749-43-5600
豊 郷 支 店	犬上郡豊郷町安食南273番地	0749-35-4331
湖 東 町 支 店	東近江市池庄町1番地の9	0749-45-1601
多 賀 支 店	犬上郡多賀町多賀515番地	0749-48-2131
河 瀬 支 店	彦根市川瀬馬場町1091番地の5	0749-25-3900
本 店 営 業 部	近江八幡市桜宮町198番地	0748-34-7766
八 幡 西 出 張 所	近江八幡市桜宮町198番地 (本店営業部内)	0748-34-7766
八 幡 支 店	近江八幡市仲屋町元19番地	0748-32-3161
北 里 支 店	近江八幡市十王町81番地	0748-34-8111
八 幡 駅 前 支 店	近江八幡市鷹飼町南三丁目1番地15	0748-37-6141
安 土 支 店	近江八幡市安土町下豊浦4715番地	0748-46-3121
竜 王 支 店	蒲生郡竜王町大字駕輿丁68番地	0748-57-1800
守 山 支 店	守山市守山六丁目7番16号	077-583-2711
守 山 北 支 店	守山市守山六丁目7番16号 (守山支店内)	077-583-2711
守 山 駅 前 支 店	守山市守山一丁目6番12-101号	077-582-3160
野 洲 支 店	野洲市小篠原1172番地	077-588-3111
中 主 支 店	野洲市西河原2236番地	077-589-4141
栗 東 支 店	栗東市手原四丁目8番10号	077-553-3151
草 津 支 店	草津市野村六丁目3番25号	077-569-4551
南 草 津 支 店	草津市野路町456番地の1	077-569-5230
大 津 支 店	大津市松原町3番6号	077-531-2522

店外キャッシュコーナー	中 央 町 出 張 所	彦根市中央町4番43号	
	彦 根 市 立 病 院	彦根市八坂町1882番地	彦根市立病院
	イオンタウン彦根	彦根市古沢町255番1	イオンタウン彦根
	平 和 堂 愛 知 川 店	愛知郡愛荘町愛知川158番地	平和堂愛知川店
	フレンドマート豊郷店	犬上郡豊郷町沢250番地の1	フレンドマート豊郷店
	ビバシティ彦根	彦根市竹ヶ鼻町43番地の1	ビバシティ彦根
	平 和 堂 稲 枝 店	彦根市野良田町300番地の1	フレンドマート稲枝店
	秦 荘 出 張 所	愛知郡愛荘町安孫子850番地	
	イオン近江八幡店	近江八幡市鷹飼町南三丁目7番地	イオン近江八幡店
	アル・プラザ近江八幡	近江八幡市桜宮町202番地の1	アル・プラザ近江八幡
	八 幡 桐 原 出 張 所	近江八幡市堀上町155番地の15	
	モ リ ー プ	守山市播磨田町185番地の1	モリープ
	守 山 北 出 張 所	守山市水保町1134番地の8	
	アクロスプラザ野洲	野洲市市三宅1013番地	アクロスプラザ野洲
	アル・プラザ野洲	野洲市小篠原1000番地	アル・プラザ野洲
	イオンモール草津	草津市新浜町300番地	イオンモール草津
	Oh!Me大津テラス	大津市打出浜14番30号	Oh!Me大津テラス
	アル・プラザ堅田	大津市本堅田5丁目20番10号	アル・プラザ堅田

●ATM稼働時間は、当金庫ホームページをご確認ください。

(令和8年6月末現在)



彦根営業部・
南彦根駅前出張所



銀座支店



城東支店



高宮支店



平田支店



城南支店



佐和山支店



愛知川支店・
秦荘出張所



稲枝支店



豊郷支店



湖東町支店



多賀支店



河瀬支店



本店営業部・
八幡西出張所



八幡支店



北里支店



八幡駅前支店



安土支店



電王支店



守山支店・
守山北支店



守山駅前支店



野洲支店



中主支店



栗東支店



草津支店



南草津支店



大津支店

●店舗の詳細は当金庫ホームページをご覧ください。